

令和 7 年度第 2 回古賀市スポーツ推進審議会
(部活動地域展開専門部会) 会議録

(要約筆記)

【会議の名称】 令和 7 年度第 2 回古賀市スポーツ推進審議会
(部活動地域展開専門部会)

【日時・場所】 令和 7 年 7 月 1 6 日 (水) 1 8 : 3 0 ~ 2 0 : 0 0
リーパスプラザこが交流館 1 階 1 0 3 洋室

【審議会次第】

1. 開会
2. 審議会成立の報告
3. 部会長あいさつ
4. 概要説明及び議事
 - (1) 部活動地域展開における活動場所の確保について
 - (2) 地域クラブ認定基準及び遵守事項について
 - (3) 地域クラブ申請書等について
 - (4) 地域クラブの規約について
 - (5) 各中学校区内の体育施設において活動するクラブ一覧
5. その他
6. 閉会

【傍聴者数】 3 人

【出席委員等の氏名】

委員：本多壮太郎委員(部会長)、中野敏明委員、薄秀治委員、大森睦子委員、吉村大輔委員、横田覚委員、尾関淳委員

事務局：生涯学習推進課 課長 樋口武史、生涯学習推進課 参事補佐 兼スポーツ振興係長 渋谷孝治、その他 1 名

オブザーバー：文化課 課長 甲斐健史、文化課 文化振興係長 平直美

【欠席委員の氏名】 伊藤一哉委員

【庶務担当部署名】 生涯学習推進課

【委員に配布した資料の名称】

- ・ レジューメ
- ・ 部活動地域展開における活動場所の確保について【別紙 1】
- ・ 地域クラブ認定基準及び遵守事項について【別紙 2】
- ・ 地域クラブ申請書等について【別紙 3】
- ・ 地域クラブの規約について【別紙 4】
- ・ 各中学校区内の体育施設において活動するクラブ一覧【別紙 5】
- ・ R 7 部活動状況【別紙 6】
- ・ 令和 7 年度体育施設使用割【別紙 7】

【審議会概要】

（１）部活動地域展開における活動場所の確保について

【事務局による概要説明】

スポーツ活動ができる公共施設の開放時間を示す。小学校体育施設の開放時間は、平日は 17 時から 22 時まで、土日祝日は 8 時 30 分から 22 時まで。中学校体育施設は、体育館と武道場は平日と土曜、祝日は 18 時から 22 時まで、日曜は 8 時 30 分から 22 時まで開放しており、弓道場は全日 8 時 30 分から 22 時まで、その他施設は日曜日のみ 8 時 30 分から 22 時までの開放となっている。今後、部活動の地域展開に伴い、平日 18 時から開放となっている中学校体育施設は 17 時から開放するよう規則を改正する予定である。社会体育施設の開放時間については、開放時間の変更予定はない。

部活動の地域展開に伴い、活動場所の確保に関して想定される課題を 4 つ挙げており、各課題に対する検討案と論点を示す。

1 つめの課題として「平日の利用可能な枠が不足している」が挙げられる。本年度の小中学校体育館について、別紙 7 の令和 7 年度体育施設使用割を配布しているが、年間を通して活動する定期利用団体の予約状況となる。黄色着色箇所がジュニア団体の予約を示しており、ジュニア団体は 20 時までに活動を終えることとなっている。緑色着色箇所が一般団体の予約を示しており、いずれの体育館も定期利用団体でほぼ予約で埋まっている状況。

この課題の対応案として「既存のクラブに中学生の受け入れを働きかける」を挙げている。既存のクラブが地域クラブの認定を受け、今の活動日・活動時

間帯のまま中学生を受け入れることができれば場所の課題は解決するが、追加の練習日や活動場所が必要となる場合は、既存のクラブとの調整が必要となる。また、新規に地域クラブに認定された団体があれば、その場合も活動場所の調整が必要となる。

2 つめの対応案に示すように、地域クラブには施設の優先利用ができるように考えているが、どれほどの地域クラブが手を上げるのか具体的な数が予測できないため、優先利用を具体的に週何日にするかという議論は難しいと考えるが、例えば、既存のクラブとの公平性をどう調整するのかという論点でご意見をいただきたい。

2 つめの課題「照明設備が整っていない屋外施設」について、来年度は中学校 1 校に照明設備の設置を検討している。他の対応案としては、既に照明設備のある施設や、今後、公園施設にも照明を設置予定であることから、それら施設へ誘導することが考えられる。ただし、例えば陸上競技であれば据置型照明での対応も考えられ、活動拠点を 1 箇所に集約できれば、3 中学校全てに照明を設置する必要がなくなり、そういった点を論点として挙げている。

3 つめの課題「運動場で複数の地域クラブが同時活動できない」について、サッカーや陸上競技、軟式野球などは同時に活動できないことが想定される。各中学校で部活動毎に調整した上で活動していると考えるが、地域クラブに移行した場合は部活動のように活動スペースを分け合うだけでなく、曜日や時間帯で交代する、活動場所の分散などの対応案が考えられる。この対応案に対し、例えば 1 つの運動場を分割して使う場合は活動の質を確保できるのか、活動場所を分散した場合、生徒の移動負担や保護者の送迎負担をどう解消するかといった問題が生じる。こういった点を論点としてご意見をいただきたい。

最後に 4 つ目の課題「中学校体育施設開放の開始時間が遅いもしくは開放されていない曜日がある」について、平日は 17 時から開放、日曜日のみ開放している施設を全日開放するよう規則を改正する予定だが、特に地域展開の移行期間中については生徒の下校時間と被るため安全面での懸念があること、指導者によっては、授業終了後 15 時から指導を希望する場合もあるため、そのような場合どうするのか、学校長の権限で 15 時からの使用を認めることも考えられるが、例えば事故等が発生した場合の責任は学校長になるのかなどの問題があるかと考えられる。そのような点についてご意見をいただきたい。

【審議】

（中野委員）

提案になるが、グリーンパーク等の公園施設も中学生のクラブチームが

使用しているため、公園施設の利用可能時間も現状把握のために次回以降の審議会で示してほしい。また、古賀北中学校であれば15時30分には下校時間となっており、17時18時から開放にしても生徒は一旦帰宅し待機時間が発生すると考えられる。

（尾関委員）

17時からの開放は部活動地域展開した地域クラブに対してなのか。それとも一般の社会体育団体を含めるのか。

（事務局）

17時から利用できるのは地域クラブのみとする文言を記載するのか、どのように規則を改正するかによる。

（尾関委員）

一般の社会体育団体と開放時間が重複すれば、例えば古賀北中学校前の道路は広いため良いが、古賀中学校、古賀東中学校前の道路は狭いため渋滞する。下校時間に雨が降ると保護者の送迎車両だけでも渋滞が発生している。徒歩や自転車の下校する生徒もあり、そこに一般の社会体育団体の車両も被れば立ち往生状態になり得る。生徒の安全を守るためにも対策を講じてほしい。

（薄委員）

どれほどの部活動が地域展開できると想定しているか。また、保護者の送迎を考慮して15時とか16時からの施設開放はできないか。

（事務局）

具体的にどれほどの部活動が地域展開できるかは未だ想定できていない。15時や16時からの施設開放も未だ想定できていない。

（薄委員）

以前から意見として述べているが部活動地域展開は非常に難しい問題であると今でも考えている。時間、報酬、専門性のある人材をそれだけ配置できるのかという大きな、多くの課題がある中で部活動地域展開をすすめていると考える。この審議会は決められた期間までに部活動地域展開を終えるための会議であると認識しているが、それらの課題に対しての対応策

があると考えて良いか。

（事務局）

古賀市部活動地域移行等検討委員会が示した答申では、令和10年8月までに部活動地域展開を終えることとなっているが、具体的な対策や取り組みについては今後検討する。

（薄委員）

子どもたちが犠牲にならないようにしていきたい。方向性を示さないと仮に令和10年に地域展開できなければ部活動が継続するのか明確でない。また、現状では全ての部活動を地域展開することは難しいと考えており、生徒が活動する場が無くなる懸念がある、そのような議論をしていきたい。

（吉村委員）

古賀市では3中学校それぞれで部活動地域展開する考えなのか。それとも中学校ごとに、例えばA中学校では野球など、部活動を割り振る考えなのか。

（事務局）

3中学校それぞれで部活動地域展開することが理想である。しかし、そうなると数多くの地域クラブを立ち上げることとなり、現実的には難しい。拠点を1箇所にして移動、参集する等の部活動地域展開になると考えているが、備品や生徒の移動の問題があるため、それらの問題を解決していく必要がある。

（本多委員）

現状の部活動も一つの中学校だけで様々な競技・種目があると考えますが、その中学校の一つの体育館やグラウンドを同日にどのように部活動で利用しているのか。

（尾関委員）

古賀中学校の場合、体育館部活動は3つあるが、体育館が比較的大きく半面ずつで何とか部活動をまわしている。部活動ごとに分け合っている。

(2) 地域クラブ認定基準及び遵守事項について

(3) 地域クラブ申請書等について

【事務局による概要説明】

地域クラブとして中学生を受け入れる団体は、どのような団体であっても良いというわけではなく、地域クラブとして市が認定する際に、休養日の設定や適切な指導に関することなど、団体として遵守すべき事項を認定する際の要件として定めておく必要があると考える。そのため、別紙2の認定基準と遵守事項と、その申請に必要な別紙3の地域クラブ申請書を作成した。

(尾関委員)

中学校の部活動において人間関係がうまくいかない等のトラブルがあるが、地域クラブに移行した場合、トラブル対処はどうするのか。

(事務局)

部活動地域展開された地域クラブは学校と切り離されているため、トラブル対処は地域クラブであり、学校側が対処を求められるものではない。

(尾関委員)

トラブル対処を認定要件に挙げることは難しい面があると思うが、どこかで明記したほうが望ましい。生徒や保護者が教師を頼ることも考えられる。例えば地域クラブの中でトラブルが発生し、生徒が登校できなくなった、教師に登校できるようにしてほしいなどあるかもしれないことを想定して、ガイドライン作成を検討することが望ましいが、発達途中の中学生の心理面をケアできる体制を地域クラブに一任することは難しい。学校も協力する体制になると考えられるが、市のサポートを受けられる体制を具体的に考えてほしい。

(薄委員)

尾関委員の意見はあり得ること。また、会費の金額が定められていないが、一般のクラブチームであれば独自に金額を設定できるが、地域クラブは、ある程度抑えた金額で運営しなければならないことがネックとなり、地域クラブ立ち上げに際して手を挙げる指導者も少なくなると想定される。部活動地域展開には多くの人材を必要とし、適正な報酬の支給、適正な会費徴収の体制を構築しないと、部活動地域展開は難しい。

（尾関委員）

保護者としては安心して生徒を預けることができる指導者が望ましいが、地域クラブの指導者には地域クラブの認定を受けることにメリットがあるのか疑問に感じる。市のサポート、学校との連携体制があれば、地域クラブとして手を挙げる指導者が増えると考えるが、やはり地域クラブ認定までのハードルが高い。やる気はあるが条件が合わないなど、意向に合わせて令和10年までに段階的に環境を整える体制を整えないと、指導者として手を挙げる人は少ないと感じる。

（本多委員）

福岡県のガイドラインを作成する際にも、地域クラブ認定までのハードルが高すぎるだとか、依頼されているのに資格を取得することとか、地域クラブ認定要件設定は非常に難しい。福岡県の現状はどうか。

（吉村委員）

早ければ夏に会議を開催し、ガイドラインを発出するのは冬過ぎ頃になる。県としては部活動地域展開を推進しているが、ガイドラインは未作成でありワーキングで決定していく。

（本多委員）

尾関委員の言うとおり、地域クラブ認定要件はハードルが高く指導者が手を挙げられないため、段階的に要件を満たすことは良いと考えられる。

（吉村委員）

資格を取得しなければならない、審判講習を受講しなければならないとか、先々では取得する必要があると考える。まずは、例えば兼職兼業の教員が指導者になるだとか、部活動地域展開は期間を要するため、ワーキングにおいて人材バンクの設置を考えている。

（中野委員）

古賀市スポーツ協会には23の協会があり、部活動地域展開を支えるために各協会に協力要請を考えているが、この地域クラブ認定要件を見ると難しいと答えるように感じる。もう少し緩和した要件で活動が自由にできるような工夫が必要。また、スポーツ協会でも議論を重ねており、例えば緩やかな運動教室を開催し、そこから地域クラブを立ち上げるなどの手法

を考えている。

（本多委員）

海外でもそのようなケースがある。地域クラブ認定のハードルが高すぎるといけない、しかしハードルが低すぎることもいけない。しっかり議論を重ねていきたい。

（尾関委員）

指導者が一人で地域クラブを立ち上げることは難しく、意向に合わせたサポートをする窓口の設置、試行の運動教室を開催、市の相談体制の構築があると部活動地域展開が進みやすくなる。

（本多委員）

他自治体はコーディネーターを設置しているが古賀市はどうか。

（事務局）

予算化しているが人選が進んでいない。

（４）地域クラブの規約について

【事務局による概要説明】

この規約案は、福岡県のガイドラインを踏まえた健全で持続可能な運営を行うための基本的な運営ルールをまとめたものである。

１章ではクラブの名称・事務局を明記、２章で目的と活動種目や事業の種類を示している。特に学校部活動の支援事業が明記されており、部活動の地域展開と連動した内容となっている。３章では会員の資格や入退会、会費について定め、４章～５章においてはクラブの運営体制として理事・監事などの役員構成、総会・理事会・部会等の会議運営の仕組みを明記している。６章の会計に関しては会費等に関する事、７章では指導者に関する責任、事故時の対応、スポーツ保険加入義務など安全管理に関する規定が盛り込まれている。８章・９章では細則や規約改正の手続きについて記載している。

特に地域クラブが中学生を受け入れる上での内容の妥当性や不足点がないかについて、ご意見をいただきたい。

（尾関委員）

実際には指導者が規約を作成すると思うが、やはりハードルが高いと感じられると考える。

（本多委員）

サポートは必ず必要であり、参加者を守るためには規約が必要。

（吉村委員）

コーディネーターと併せてサポートする体制を整えていくことが必要。

（中野委員）

コーディネーターの事例はあるか。

（本多委員）

学校の実情を把握している元校長先生が多いことはよく耳にする。

（中野委員）

コーディネーターの人選については部活動地域展開においてこれから必要なテーマとなる。

（５）各中学校区内の体育施設において活動するクラブ一覧

【事務局による概要説明】

各中学校区における体育施設、およびそこで活動するクラブを示している。これらのクラブが中学生を受け入れることができれば、部活動地域展開が解決するが、難しいと考える。昨年度実施したアンケートで中学生を受け入れることができると回答した団体に、中学生の受け入れを呼びかけることが第一歩になると考えている。

（大森委員）

中学生で部活動離れが進んでいると考えるが、ボルダリングやスケボーという競技を部活でしたいというニーズについて、そのような施設は現状古賀市に無いがどのように考えているか。

（事務局）

現状ではそのようなクラブチームも無ければ施設も無い。地域展開をす

すめる中では、これまで部活動に無かった種目をしたいというニーズがあるかもしれない。そのようなニーズが高まれば考えていく必要がある。

（本多委員）

地域クラブだけでなく、既存のスポーツクラブ含めて、新しく中学生を受け入れるとなればサポートが必要。

（中野委員）

中学生は様々なスポーツ・文化を経験する。これから中学生をどう育てるかという大きな論点で協議していく必要がある。

（吉村委員）

時代は変化していて、アーバンスポーツが台頭する中で子どもたちが生きる環境を創ることが大事であり、様々な種目を経験することで地域が活性化する。

（中野委員）

部活動地域展開における活動場所の確保の際に触れるところであったが、指導者が道具・備品の確保に苦慮すると考えられる。例えば中学校の既存の道具・備品を使用して良ければ良いが、指導者が道具・備品を揃えらなければそこで手が挙がらなくなる。競技ごとに必要となる道具・備品が異なるのはもちろんだが、中学校の既存の道具・備品が使用できなければ部活動地域展開は進まないと考える。施設もそうだが、部室も借用できれば良いと考える。

（事務局）

部活動地域展開が進めば不必要となる道具・備品が発生すると考えるため、借用できる道具・備品を調査する予定であり、今後はその一覧を示していきたいと考える。

（本多委員）

多くの体育施設は既存のクラブに押さえられており、地域クラブの活動場所は中学校にならざるを得ないと考える。また、大きく捉えれば学校は教師と生徒のものだけでなく、市のもの、道具・備品も授業や部活動のものだけでなく市のものであるという発想ができればと考える。

（事務局）

学校安心メールで、部活動が無くなってしまうという保護者の不安を和らげるために、柔軟に対応していく旨の周知を行った。また、福岡県とも連携して保護者の説明会を８月３０日に行う予定である。次回の審議会は８月下旬に開催する。